事　務　連　絡
令和８年　11 月　12 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について（情報提供）

今般、農林水産省より、京都府亀岡市の農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生したことについて、別添のとおり発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

感染鳥類を介した鳥インフルエンザのヒトへの感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日（令和５年 11 月 10 日一部改正）付け健感発第 1227003 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に関する積極的疫学調査の実施等について（依頼）」（令和６年 12 月 12 日付け感感発 1212 第１号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）に基づいた対応をお願いします。

今後、管内の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例が確認された場合には、その時点での「発生農場の従事者数」及び「体調不良者の有無」を確認の上、当課あてメールにてご報告いただきますようお願いいたします。また、その後の健康調査の結果、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の感染を疑い、検査を実施する場合には、速やかに情報共有いただきますようお願いいたします。

なお、Ｈ５亜型が検出された場合には、当該検体を国立健康危機管理研究機構に送付することとなりますが、迅速かつ確実に送付を行うため、自治体職員によって検体を直接搬入していただくこととなります。各自治体であらかじめ想定される交通手段の確保をお願いします。

（参考）

- 「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日（令和５年 11 月 10 日一部改正）付け健感発第 1227003 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001166104.pdf
- 「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に関する積極的疫学調査の実施等について（依頼）」（令和６年 12 月 12 日付け感感発 1212 第１号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001347315.pdf

・ 「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１又はＨ７Ｎ９）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第１項及び第２項の規定による獣医師等による届出について」（令和４年 11 月 17 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001173120.pdf

担当：感染症対策課
動物由来感染症指導係
TEL：03-3595-2257
E-mail：animal@mhlw.go.jp